

平成 29 年 2 月 1 日  
農林水産省農薬対策室

## スルホキサフロルの米国の登録状況と日本における申請内容について

### 1. 日本の申請内容について

#### (1) 適用作物

かんきつ (\*1)、りんご (\*2)、なし (\*2)、キャベツ、だいこん、レタス、  
きゅうり (\*1)、トマト・ミニトマト (\*2)、稲

\*1：米国の再登録で削除された作物

\*2：米国で開花後の使用に限定された作物

#### (2) 使用上の注意事項

ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。

① ミツバチの巣箱及びその周辺にかからないこと。

② 受粉促進を目的として、ミツバチ等を放飼中の施設や果樹園では使用をさけること。

③ 関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。

### 2. 日本におけるミツバチへの対応について（米国で削除又は使用制限された作物）

#### (1) かんきつ

米国では、かんきつ類は開花期間が長いレモン、ライム等を含むことから、「開花期を特定しにくい作物」として削除された。

かんきつ類は自家結実性のため、受粉のためにミツバチ等を必要としない。

日本のかんきつ類の多くは、5月に開花し、適用害虫のアブラムシの防除時期は、4月から6月、カイガラムシの防除時期は開花後である。アブラムシの防除時期の一部は、開花期に重なるが、自家結実性であることに加え、注意事項を遵守すれば、ミツバチ等に対する危害は起こらないと考えられる。

#### (2) きゅうり

米国では、うり類は開花期間が長期であること、受粉にミツバチを用いることが多いことから、開花を基準とした明確な制限ができないと判断され、削除された。

日本でも、きゅうりの開花期間は長期にわたるが、日本で栽培されるきゅうりの主要品種は単為結果であり、受粉のためにミツバチ等は導入されていない。一部の地域で、受粉の必要な品種を栽培しているが、注意事項を遵守すれば、ミツバチ等に対する危害は起こらないと考えられる。

### (3) トマト・ミニトマト

トマトは、開花期が長期であるが、ミツバチが好まない作物で、米国において受粉には、マルハナバチが用いられる。日本における受粉は、マルハナバチの他、植物成長調整剤や単為結果品種の利用があり、マルハナバチの利用はトマト栽培全体の3割程度である。

また、マルハナバチに対するスルホキサフロルの接触毒性はミツバチに比べ低い。

したがって、「受粉促進を目的として、ミツバチ等を放飼中の施設や果樹園では使用をさけること。」の注意事項を遵守すれば、マルハナバチ等に対する危害は起こらないと考えられる。

### (4) りんご

米国では、開花後の使用に制限された。

日本において、りんごは主に北海道、東北、甲信地区で栽培され、開花期間中の気温が低いため、マメコバチによる受粉が一般的である。りんごは、5月上旬～下旬に開花するが、適用害虫のアブラムシの防除時期は、落花15日後から新梢の伸長が停止する7月頃まで、カイガラムシの防除時期は、落花10～20日後及び7月下旬～8月上旬であることから、開花中に使用されることはない。さらに、「受粉促進を目的として、ミツバチ等を放飼中の施設や果樹園では使用をさけること。」の注意事項を遵守すれば、マメコバチ等に対する危害は起こらないと考えられる。

### (5) なし

米国では、開花後の使用に制限された。

日本では、自家受粉ではうまく受粉できないこと、5つの柱頭全てに受粉をさせないと、果実が変形し商品価値が著しく損なわれることから、人工授粉が行われている。

なしは、4月初旬～中旬に開花し、適用害虫のアブラムシ類の防除時期は、りん片脱落期から開花直前及び受粉終了後から5月下旬まで、カイガラムシ類の防除時期は5月から6月下旬である。アブラムシの防除時期の一部は開花期に近いが、人工授粉が一般的であることに加え、注意事項を遵守すれば、ミツバチ等に対する危害は起こらないと考えられる。